

電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金について（情報提供）

1 給付金の概要

(1) 趣 旨	電力・ガス・食料品等の価格高騰による負担増を踏まえ、特に家計への影響が大きい住民税非課税世帯等に給付金を支給します。
(2) 対象者	①住民税非課税世帯（基準日：令和4年9月30日） ②家計急変世帯
(3) 支給額	1世帯あたり5万円
(4) 申請受付期間	令和4年11月15日から令和5年1月31日まで（必着）

2 申請手続

① 住民税非課税世帯

対象となる世帯には、横浜市からご案内をお送りします。（封筒見本別添）
世帯の状況により、申請方法は異なります。

申請関係書類	申請方法	該当する主な世帯
A 「支給のお知らせ」 (11/14 から発送)	申請手続き不要 （「お知らせ」記載の口座に 12月中旬頃に振込）	臨時特別給付金（10万円）を 世帯主の口座で本市から受給済み
B 「確認書（申請書）」 (11/15 から発送)	必要事項を記入、添付書類 とともに返信用封筒で 返送	臨時特別給付金を 世帯主の口座以外 で受給済み
C 「申請書」 (11/15 から配架等)	申請書を入手し、必要事項 を記入、添付書類とともに 郵送 で提出	臨時特別給付金を未受給で、令和 4年1月2日以降に 市外転入者 がいる

② 家計急変世帯

申請書の提出が必要です。「申請書」を各区の申請サポート窓口や市ウェブサイトを通じて入手し、必要事項を記入の上、添付書類とともに**郵送**で提出してください。

3 お問い合わせ先

(1) 横浜市電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金コールセンター

【9時から19時まで。土日祝、12月29日から1月3日を除く。】

電話：0120-045-320、FAX：0120-303-464（耳の不自由な方のお問合せ用）

(2) 申請サポート窓口（各区役所にて申請書の記入などをサポート）

【9時から17時まで。土日祝、12月29日から1月3日を除く。】

※ 広報よこはま11月号に申請方法等を掲載しています。

※ 横浜市民生委員児童委員協議会11月理事会にて、同じ内容を情報提供させていただいています。

担当：健康福祉局総務課臨時特別給付金担当
吉田、高橋
電話番号：671-4754
FAX 番号：664-4739

【横浜市からの案内封筒】

令和4年11月発送



電力・ガス・食料品等価格高騰 緊急支援給付金 (5万円/1世帯) のご案内

支給対象と申請の手続き

支給対象となる世帯 (いずれかにあてはまる世帯)

① 非課税世帯

令和4年9月30日時点で
横浜市に住民登録があって
世帯全員の令和4年度*

「住民税均等割が非課税」の世帯

※令和3年1月1日から令和3年12月31日の
間に得た収入が対象

② 家計急変世帯

申請日時点で横浜市に住民登録
があって、予期せず家計が急変
したことで収入が減少し、世帯
全員が**「住民税非課税相当」**の
収入となった世帯

下記3パターンに分かれます

A 「支給のお知らせ」が届く世帯

B 「確認書」が届く世帯

C 「申請書」の提出が必要な世帯

詳しくは裏面 ① へ

申請が必要です

横浜市ウェブページからダウンロード、
または区役所で書類を受け取り、
申請書を、添付書類と一緒に、郵送で
提出してください。

詳しくは裏面 ② へ

給付金の支給額

1世帯あたり**5万円**

申請期限 (必着)

令和5年1月31日(火)

横浜市 緊急支援 給付金

検索



特設ページ

※①と②の場合であっても、世帯全員が住民税が課税されている方の扶養親族等のみで構成されていないことが支給の条件です。

給付金の申請手続き

① 令和4年度住民税均等割が非課税の世帯

A 「支給のお知らせ」が届く世帯

- 住民税非課税世帯等臨時特別給付金を、**10月19日**までに、**世帯主口座**で受給した世帯です。
- 記載内容に変更がない場合、**返信は不要**です。お知らせ記載の日に振込みます。

B 「確認書」が届く世帯

- ①住民税非課税世帯等臨時特別給付金を、**世帯主口座以外**で受給した世帯、
- ②住民税非課税世帯等臨時特別給付金を、10月20日以降に**世帯主口座**で受給した世帯、
- ③世帯の全ての方が令和4年1月1日以前から横浜市にお住まいの世帯です。
- 必要事項を記入し、添付書類と一緒に、専用の返信用封筒で**返信**してください。

C 「申請書」の提出が必要な世帯

- 世帯の中に令和4年1月2日以降に市外から転入した方がいる世帯です。
- 横浜市ウェブページからダウンロード、または区役所で書類を受け取り、申請書を、添付書類と一緒に、**郵送**で提出してください。

② 家計急変世帯 (予期せず収入が減少し、世帯全員が住民税非課税相当の収入となった世帯)

- ①以外の世帯で、**令和4年1月～12月**の間に予期せず家計が急変した世帯に対する給付金です。
- 申請書類等は、横浜市ウェブページからダウンロード、または区役所で書類を受け取り、申請書に必要事項を記入して、添付書類と一緒に**郵送**してください。

お問合せ

横浜市
電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金
コールセンター

0120-045-320

受付時間:9:00～19:00 ※土日祝、12/29～1/3を除く
※受付日時は変更することがあります。

FAX番号:0120-303-464
(耳の不自由な方のお問合せ用FAXです)

申請サポート窓口(各区役所)

各区役所に、申請手続きをサポートする窓口を設置しております。

受付時間:月～金曜日 :9:00～17:00

※受付日時は変更することがあります。



青葉区防災・人権啓発講演会

「災害への備え」と 「避難所における人権」

講師: 秦 好子 氏

横浜市に女性消防吏員第1期生として入庁。指導課長、消防訓練センター次長等を歴任し、「日本女性消防職員ネットワーク」を創設。災害ボランティア活動に取組み、「横浜災害ボランティアバスの会」「横浜エコ・防災生活塾」など多彩な活動を展開。東日本大震災でも青葉区内のボランティアをコーディネートして複合的な支援を実施。



日時

令和5年1月23日(月) 14:00~15:30

(13時30分 開場)

会場

青葉区役所 4階 401~403会議室
(青葉区市ケ尾町31-4)

定員

60名(事前申込制)

※ 申込者多数の場合抽選で決定。落選の場合のみご連絡します。

- 一時保育(0歳から未就学児)の申し込みは1月13日まで
- 筆記通訳があります。
- 駐車場利用料金の減免はありません。公共交通機関をご利用ください。

本講演会は2月にYouTube動画で配信
予定です。
配信状況は青葉区HPをご確認ください。

主催
青葉区役所
総務課

TEL 045-978-2213 (平日:8:45~17:15)

FAX 045-978-2410

MAIL ao-somu@city.yokohama.jp

● 申込方法、その他 詳細は裏面へ

※ 新型コロナウイルス感染症対策のため、会場内では常時マスクの着用をお願いします。また、会場入り口での検温、手指消毒にご協力ください。発熱症状のある方は、入場をお断りする場合があります。

青葉区防災・人権啓発講演会 「災害への備え」と「避難所における人権」

お申込み方法

令和5年1月13日(金)までに次の方法でお申し込みください。

・ 横浜市電子申請・届出システム

青葉区ホームページから、または、QRコードを読み取り、申込フォームに必要事項を入力してください。



[青葉区 防災・人権啓発講演会](#) [検索](#)

・ FAX:045-978-2410

任意の様式に、防災・人権啓発講演会の「お申込希望」、「お名前」、「ご連絡先」をご記入の上、お送りください。

一時保育のお申込み

- 一時保育(0歳から就学前のお子様、先着順10名)をご希望の方は、1月13日までに上記横浜市電子申請・届出システムで、あわせてお申し込みください。
- ご希望いただいた方には別途利用方法についてご案内を差し上げます。

【中止する場合】

新型コロナウイルス感染症の状況等により、講演会を中止する場合があります。その際には、青葉区ホームページにてお知らせします。

※ お申し込み時に収集した個人情報は、本講演会に関する事務にのみ使用します。



青葉みらいづくり大学校 2022

青葉みらいづくり通信



青葉みらいづくり大学校 2022 開校

地域の「困った！」を「いいね！」に

青葉みらいづくり大学校は、地域で活躍する人材の確保や育成を目的に、地域の課題解決や魅力づくりの手法を学ぶ場として実施しています。今年度は、地域の「困った！」を持ち寄って、みんなのアイデアで「いいね！」に変えるまちづくり講座です。たくさんの「いいね！」を地域に持ち帰ることで、自治会・町内会活動が、住む人誰もが参画できるまちづくり活動だと改めて感じていただければと思っています。受講生の皆様、一緒に青葉のまちづくりに取り組んでいきましょう！

今年度は、地域の皆様にも青葉みらいづくり大学校に関心を寄せていただければと願い、「青葉みらいづくり通信」を発行していきます。講座の様子や青葉区の15 連合自治会・町内会長のインタビューなどをお届けします。自治会・町内会のことを、もう少し知りたいなど思っていたければ嬉しいです。どうぞよろしく願いいたします。

- 日 程：11/13 (日)・11/26 (土)・12/17 (土)・1/21 (土)・2/4 (土)
- 内 容：基調講演、まち探索、グループワーク、マイプラン発表など



自治会長に聞いてみよう！

青葉区連合自治会長会 会長 関根 宏一さん
奈良町連合自治会長

NARACHOU

01

子どもが笑顔で活動していることが一番嬉しい

自治会活動で嬉しかったことは？

子どもが大好きなんです。子どもたちが笑顔で活動していることが一番嬉しい。防犯活動に小学校の保護者が積極的に参加して下さることも、ものすごく嬉しいですね。

地域の一押しスポットは？

横浜の多くの子どもが1度は行ったことがある「こどもの国」ですね。

地域活動を続けるコツは？

子ども中心で動いています。マンションやアパートの人たちが自治会へ加入する率は低いのですが、お子さんたちは1日でもそのまちで育ったということは、そのまちが一生残る思い出の地になるので、イベントや何の活動にしても、子どもを中心にと考えています。

好きな言葉は？

「明鏡止水」(めいきょうしずい) です。



青葉みらいづくり大学校の学長でもある関根会長



自治会長に聞いてみよう！

青葉台連合自治会長 山川 英子さん

AOBADAI



地域活動を続けるコツは？

毎月の環境浄化活動は、効率良く負担を減らす工夫をして長年続けてきました。同じ地域に3つある商店会は、道は一本でつながっているのだからと、声をかけあって仲良くなったことも良かったなと思います。ボランティア活動でありながら、お金もかけて、場所と人材、この3つを上手にミックスすると色んなことができます。

地域の一押しスポットは？

桜台公園じゃないかな。里山の風景を残したいという方針なので、手入れを極端にしない、そのままの自然があります。

「やめるのは簡単
とりあえずやる」が
私の信条です

自治会活動で嬉しかったことは？

区民まつりでアイデアを出して「射的」を行いました。スタッフから大人気で完売と聞き嬉しかったです。スタッフは38名。ちょっと声かけするとこんなに集まってくれる、有難いですね。

好きな言葉は？

皆さんと一緒に、道は1本、みんな仲よし。



「声をかけ合うことが大事」と山川会長

とやお
荏田西連合自治会長 鳥屋尾 彰さん



EDANISHI

自治会活動で嬉しかったことは？

行政からの依頼が実は多いんです。人を出してくれとか、色々出てくるんですね。それを各自治会の人にお願いと、快く引き受けてくれる方が出てくるんですよ。それが非常に嬉しいですね。

地域の一押しスポットは？

泉田向公園がきれいです。ラジオ体操を週1回やっていて、私もCDを持っていく音楽係です。荏田西地区4つの公園でそれぞれ曜日をずらしているので、それを全部回る元気な人もいますよ。

協力して
作り上げる体験が
継続のコツです



好きな言葉は「大器晩成」の鳥屋尾会長

地域活動を続けるコツは？

みんなで協力して夏のお祭りと防災訓練の2つ大きなイベントをやっています。事前に計画し準備して実施する。そういう達成感っていうかね、色々あるんですけど協力してやっていくというのが、継続のコツになるのかな。協力して作り上げる体験ですね。

発行年月日：2022年11月13日

発行・編集：青葉区役所 区政推進課 地域力推進担当 NPO 法人まちラボ

問合せ：青葉区役所 区政推進課 地域力推進担当 045-978-2286 ao-chiikiriyoku@city.yokohama.jp



企画・運営

NPO 法人まちラボ

NPO 法人まちラボは、学ぶ・楽しむ・きっかけづくり、集う・つながる・居場所づくり、助け合う・あたたかな関係づくり
誰もがまちづくりの当事者として参画できる地域社会を目指して活動しています。

自治会・町内会長 各位

横浜市長 山中 竹春

令和5・6年度 横浜市環境事業推進委員の推薦について（依頼）

深秋の候 ますます御清祥のこととお喜び申し上げます。

日ごろから、資源循環行政に格段の御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、本市では、ごみの減量・リサイクルや地域の清潔保持等の推進を図るため、環境事業推進委員制度を設けておりますが、各自治会・町内会の御推薦により地域においてご活躍いただいている環境事業推進委員の皆様の任期が、令和5年3月31日に満了を迎えることとなりました。

つきましては、次により次期推進委員の御推薦をいただきますよう御依頼申し上げます。

1 任期（委嘱期間）

令和5年4月1日から2年間（令和7年3月31日まで）

2 環境事業推進委員の主な活動

- (1) 自治会・町内会と連携したごみ減量による脱温暖化に向けた3R行動の推進
- (2) 自治会・町内会と連携した地域の清潔保持
- (3) 環境事業に関する意見及び情報の提供等

3 推薦基準

- (1) 自治会・町内会等と緊密な連携をとれる方
- (2) 3R行動の推進等の実践活動に積極的に取り組んでいただける方
- (3) ごみ集積場所において分別排出の普及啓発活動ができる方

以上を踏まえ、貴自治会・町内会から原則1名の御推薦を基本としますが、推薦人数につきましては、地域の実情に応じて柔軟な対応とさせていただきます。

また、ご推薦の際は、ご本人への確認をお願いいたします。（再任可）

4 推薦書の提出期限

令和5年2月24日（金）までに、同封しました返信用封筒にて、資源循環局の各区収集事務所に推薦書（別紙）を送付願います。

5 その他

- (1) 市連会11月定例会において、今回の依頼についてご説明いたしました。ご参考までにその資料を同封いたします。
- (2) **推薦人数、提出期限等についてのお問い合わせ・ご相談は、各区収集事務所で承ります。（各区収集事務所の連絡先は裏面をご参照ください。）**
- (3) これまで4月から5月頃に行ってきた委嘱式につきましては、新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえて開催の可否を検討し、改めてお知らせします。

担当：横浜市資源循環局街の美化推進課
清野・片柳・中村 電話 671-3817

資源循環局各区収集事務所 一覽

名 称	郵便番号	所 在 地	T E L
鶴見事務所	230-0046	鶴見区小野町 39	(502) 5383
神奈川事務所	221-0036	神奈川区千若町 3-1-43	(441) 0871
西事務所	220-0055	西区浜松町 11-4	(241) 9773
中事務所	231-0812	中区錦町 11-2	(621) 6952
南事務所	232-0041	南区睦町 1-1-2	(741) 3077
港南事務所	234-0055	港南区日野南 3-1-2	(832) 0135
保土ヶ谷事務所	240-0025	保土ヶ谷区狩場町 355	(742) 3715
旭事務所	241-0005	旭区白根 2-8-1	(953) 4811
磯子事務所	235-0017	磯子区新磯子町 6	(761) 5331
金沢事務所	236-0003	金沢区幸浦 2-2-6	(781) 3375
港北事務所	222-0032	港北区大豆戸町 1238	(541) 1220
緑事務所	226-0018	緑区長津田みなみ台 5-1-15	(983) 7611
青葉事務所	225-0024	青葉区市ヶ尾町 2039-1	(975) 0025
都筑事務所	224-0064	都筑区平台 27-2	(941) 7914
戸塚事務所	244-0805	戸塚区川上町 415-8	(824) 2580
栄事務所	247-0013	栄区上郷町 1570-1	(891) 9200
泉事務所	245-0016	泉区和泉町 5874-14	(803) 5191
瀬谷事務所	246-0021	瀬谷区二ツ橋町 548-2	(364) 0561

令和5・6年度 横浜市環境事業推進委員推薦書

自治会・町内会名	区	自治会・町内会
----------	---	---------

(ふりがな) 推進委員氏名	住 所 (町名からお書きください)	就任の別(※)
	TEL(極力、日中に連絡できる場所をお願いします)	
	TEL ()	新任・再任 昭和・平成・令和 年～()年
	TEL ()	新任・再任 昭和・平成・令和 年～()年
	TEL ()	新任・再任 昭和・平成・令和 年～()年
	TEL ()	新任・再任 昭和・平成・令和 年～()年
	TEL ()	新任・再任 昭和・平成・令和 年～()年
	TEL ()	新任・再任 昭和・平成・令和 年～()年

※ 新任・再任のいずれかに○印をお付けいただき、再任の方は、最初の就任年及び経験延べ年数についてもわかる範囲でお書きください。

◇ 推薦書に書ききれない場合には、各区収集事務所にご連絡いただければ必要枚数を送付いたします。また、コピーしてお使いいただいても構いません。

横浜市 長

上記の方を環境事業推進委員に推薦いたします。

自治会・町内会長氏名 _____

※事務所記入欄

受 付 日 : 令和 年 月 日

受 付 者 : _____

委 嘱 年 月 日 : 令和 年 月 日

横浜市保健活動推進員の改選について

1 趣旨

現在委嘱している保健活動推進員の任期が、令和 5 年 3 月 31 日をもって満了になります。そこで、次期の保健活動推進員を委嘱するため、各自治会町内会に保健活動推進員の推薦をお願いします。

2 任期

2 年間（令和 5 年 4 月 1 日～令和 7 年 3 月 31 日）

※ ただし、再任を妨げません。

3 保健活動推進員の職務

「地域における健康づくり活動」を福祉保健センターと協力しながら実施していただきます。詳しくは裏面の「横浜市保健活動推進員の活動」を御覧ください。

4 推薦要件

横浜市民で、次の要件を満たす方を推薦してください。

- (1) 健康づくりに関心があり、地域で健康づくり活動を実施する意欲がある方。
- (2) 任期の 2 年間を通して活動ができる方。
- (3) 地域の各種団体・機関や住民と連携し、自主的に活動ができる方。
- (4) 福祉保健センターが実施する健康づくり関係事業に、積極的に参画できる方。
- (5) 委嘱日（令和 5 年 4 月 1 日現在）に、原則 78 歳未満の方。

5 推薦依頼人数

各自治会町内会あたり 1 名以上とします。

なお、現在複数人で活動していただいている自治会町内会におかれましては、引き続き、多くの活動意欲のある方をご推薦していただきますようご協力のほどよろしくお願いいたします。

6 スケジュール

11 月 11 日（金）	市町内会連合会定例会で依頼（健康福祉局）
11 月中～下旬	各区連合町内会定例会で依頼（区）
11 月下旬～12 月中旬	各自治会町内会に推薦依頼（区）
2 月 24 日（金）	推薦名簿の提出締切（各区自治会町内会→区）
4 月	4 月 1 日付けで委嘱

7 委嘱式

令和 5 年度の委嘱式については、新型コロナウイルス感染症の状況等を考慮し、開催の有無及び開催方法の詳細については別途お知らせさせていただきます。

8 添付資料

横浜市保健活動推進員の活動

担当：青葉区福祉保健センター

福祉保健課運営企画係 鈴木、菅野

TEL：9 7 8 - 2 4 3 3

横浜市保健活動推進員の活動

【令和4年11月】

1 保健活動推進員とは

保健活動推進員は、自治会町内会の推薦により市長が委嘱をします。地区単位や区単位で活動する地域の健康づくりの推進役で、行政の健康づくり施策のパートナーです。

2 保健活動推進員の活動内容

健康づくりを自ら実践するとともに、それを周囲の人に広め、地域全体で健康づくりに取り組んでいく活動を行っています。

【まずは】ご自身の健康づくりと周囲の方への働きかけをお願いしています

自分の健康づくり

①健康づくりについて基礎知識を身につける

②自分の健康状態を知る

例：研修の受講、健診・検診の受診等

③自ら正しい生活習慣を実践する

例：運動の習慣化等

周囲への働きかけ

④家族・知人に健康づくりを働きかける

例：研修内容を伝える、健診・検診への参加を呼び掛ける

地域での健康講座（学習会、講演会、体操教室）の案内等

【次に】地域のための活動をお願いしています

地域住民の健康づくり支援

⑤福祉保健センターと連携し、健康づくりに取り組みやすい環境づくりを行う

例：区福祉保健センターの健康づくり事業への協力

地域の健康課題やニーズを福祉保健センターへ発信

住民への健康情報の提供、啓発活動（タバコの害、健診・検診など）

【さらに・・・】ベテラン・リーダー的な推進員になったら

地域ぐるみで健康づくりを推進する風土づくり

⑥健康づくりを定着させる仕組みをつくる

例：持続的、自律的な活動とするための組織運営、組織づくり、担い手の育成

地域の課題解決に向けた活動、様々なグループと連携した活動の展開

3 横浜市保健活動推進員会の令和4年度の活動テーマ

重点取組テーマとして掲げた「重症化予防のための特定健診・がん検診の普及啓発」に加え、「ウォーキングポイント事業への協力と推進」「禁煙・分煙・受動喫煙防止の推進」「ロコモ対策の推進」「認知症について（理解と予防）」「歯科口腔保健の推進」「感染症予防に関する普及啓発」に取り組んでいます。

4 研修・表彰式

健康に関する知識や情報を得ていただくため、区や市で研修を実施します。永年にわたって活動していただいた方への勤続表彰等の制度があります。

「自治会町内会に対する依頼の見直しに向けたアンケート」の実施について（依頼）

自治会町内会の皆様方におかれましては、日頃から市政・区政の推進に御協力いただきありがとうございます。

昨今、コロナ禍での自治会町内会活動は、感染対策を講じたうえでの実施や、やむなく中止とするなど大変苦慮されていることと思われまます。そのような状況であっても、自治会町内会の皆様の知恵と工夫により、活動を継続していただき、深く感謝いたします。

自治会町内会がコロナ禍等を契機に、活動スタイルの見直しをされている中で、横浜市としても、それに対応した方向性を検討するためには、自治会町内会の状況把握や地域のニーズに寄り添うことが重要と考えています。

そこで、令和2年度に実施しました「自治会町内会・地区連合町内会アンケート調査」で、「行政からの依頼事項」に対し、61.1%の方が「負担だと感じるものがある」と回答いただいた中で、特に割合の多かった「委嘱委員の推薦」及び「行政からの情報周知」について、自治会町内会長の皆様のお声をお聞かせください。

また、「委嘱委員の推薦」のうち、民生委員・児童委員につきましては、3年に1度の一斉改選に伴い、今夏、皆様に候補者の選出に多大な御協力をいただきました。本アンケートの後段では、民生委員・児童委員の推薦事務等の実施状況やお考えを伺い、今後の改善等を検討していきます。

お忙しい中、恐れ入りますが御協力よろしくお願ひいたします。

1 対象者

単位自治会町内会長（2,849名）

2 アンケート内容

別紙アンケート調査票の通り

3 アンケート回答方法

- ・横浜市電子申請・届出システム（調査票記載の二次元バーコードよりアクセス）
- ・同封の返信用封筒による調査票の郵送（返信先：市民局地域活動推進課）

4 回答期限

令和5年1月4日（水）

5 スケジュール

令和4年11月11日	市連会	アンケートを依頼
11月16日～	各区区連会	アンケートを依頼
令和5年1月4日	回答期限	電子申請にて回答
		※郵送にて回答も可（返信用封筒を御活用ください）
1月～3月	集計・報告	

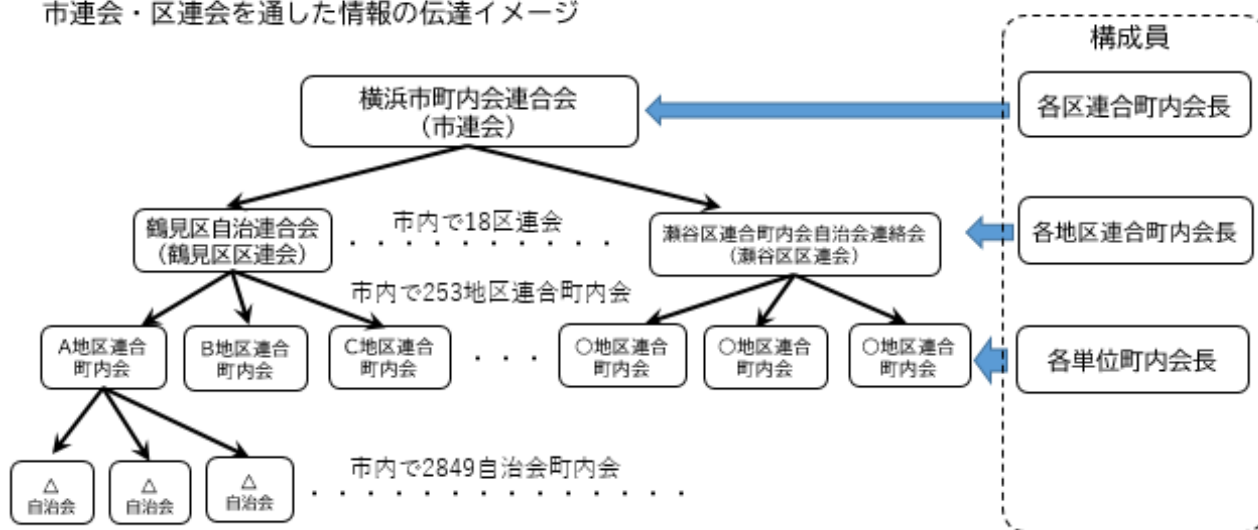
6 添付資料

- (1) 市連会区連会を通じた情報の伝達イメージ及び
令和2年度アンケート結果を踏まえた見直し等(参考)
- (2) アンケート調査票

〈行政からの情報周知・委嘱委員の推薦について〉
担当 市民局地域活動推進課 小河内、川口
電話 045-671-2317
電子メール sh-chiikikatsudo@city.yakohama.jp
〈民生委員・児童委員について〉
担当 健康福祉局地域支援課 柿沼、中澤
電話 045-671-4046
電子メール kf-chiikishien@city.yokohama.jp

【参考】

市連会・区連会を通じた情報の伝達イメージ



【参考】 令和2年度自治会町内会アンケート結果を踏まえた見直し

- ・自治会町内会新しい活動スタイル応援事業（自治会町内会のDX支援）の実施
- ・自治会町内会館整備費補助制度の「耐震補強工事」補助を追加
- ・自治会町内会の加入促進動画の作成
- ・地域防犯カメラ補助制度における県への補助金交付に向けた働きかけ

【参考】 民生委員・児童委員について

○推薦事務見直し経過

- ・地区推薦準備会、区推薦会、市推薦会の開催から、地域における候補者の選出期間の確保を目的に、区推薦会を廃止（H22.12改選）
- ・地区推薦準備会推薦人の選出区分見直し・人数削減（H22.12改選）
- ・推薦準備会会議録の様式の簡素化（R元.12改選）

○候補者の年齢要件の見直し経過

- ・平成19年12月の一斉改選の結果等を踏まえ、平成20年12月から「概ね」という表現を用いて、年齢制限を緩やかにする要件緩和を実施
- ・その後、地域から「概ね」の範囲が曖昧なので削除してほしいとの意見が多く出されたことから、年齢要件を明確にするために、平成24年12月に「概ね」を削除

委嘱年月日	H17.12.1	H18.7.1 ～H20.7.1	H20.12.1 ～H24.12.1	H25.7.1以降
新任	原則 64歳まで 特例 65歳まで	原則 64歳まで 特例 <u>68歳まで</u>	原則 68歳まで 特例 <u>概ね 74歳まで</u>	原則 68歳まで 特例 74歳まで
再任/元職	74歳まで	74歳まで	<u>概ね 74歳まで</u>	74歳まで

「自治会町内会に対する依頼の見直しに向けたアンケート」調査票

自治会町内会の皆様方におかれましては、日頃から市政・区政の推進に御協力いただきありがとうございますとございます。

昨今、コロナ禍での自治会町内会活動は、感染対策を講じたうえでの実施や、やむなく中止とするなど大変苦慮されていることと思われまふ。そのような状況であっても、自治会町内会の皆様の知恵と工夫により、活動を継続していただき、深く感謝いたします。

自治会町内会がコロナ禍等を契機に、活動スタイルの見直しをされている中で、横浜市としましても、それに対応した方向性を検討するためには、自治会町内会の状況把握や地域のニーズに寄り添うことが重要と考えています。

そこで、令和2年度に実施しました「自治会町内会・地区連合町内会アンケート調査」で、「行政からの依頼事項」に対し、61.1%の方が「負担だと感じるものがある」と回答いただいた中で、特に割合が多かった「委嘱委員の推薦」及び「行政からの情報周知」について、自治会町内会長の皆様のお声をお聞かせください。

また、「委嘱委員の推薦」のうち、民生委員・児童委員につきましては、3年に1度の一斉改選に伴い、今夏、皆様に候補者の選出に多大な御協力をいただきました。本アンケートの後段では、民生委員・児童委員の推薦事務等の実施状況やお考えを伺い、今後の改善等を検討していきます。

お忙しい中、恐れ入りますが御協力よろしくお願ひいたします。

アンケートの御回答にあたってのお願い

- 「複数回答可」等と記載があるもの以外は、あてはまるもの1つに○をつけてください。
- こちらのアンケートは、自治会町内会長の皆様に御回答をお願いしておりますが、回答に当たっては、適宜、自治会町内会の役員の皆様にも御相談いただき、御回答いただいても構いません。
- 集計結果につきましては、各自治会町内会へ御報告させていただきます。

★スマートフォン等をお持ちの方は、是非「横浜市電子申請・届出システム」で御回答ください。右の二次元バーコードでリンクしますので、積極的な御活用をお願いいたします。なお、紙で御提出いただく際は、添付の返信用封筒を御使用ください。

(<https://shinsei.city.yokohama.lg.jp/cu/141003/ea/residents/procedures/apply/c5f83dd8-ac58-45a1-96dc-2a5d97c7c960/start>)



調査主体：横浜市役所 市民局 地域活動推進課(電話 045-671-2317/FAX 045-664-0734)
健康福祉局 地域支援課(電話 045-671-4046/FAX 045-664-3622)

お住いの区

区

1 自治会町内会(以下、自治会)及び会長の情報について教えてください。

(1) 自治会の加入世帯数

- ①～100 世帯 ②101～300 世帯 ③301～500 世帯 ④501～1000 世帯
⑤1001 世帯以上

(2) 会長の在職年数

- ①1年以下 ②2～3年 ③4～5年 ④6～10年 ⑤11～20年 ⑥21～30年 ⑦31年以上

(3) 会長の御職業

- ①会社員・公務員 ②自営業 ③パートタイム・アルバイト ④無職

(4) 会長の年齢

- ①20代以下 ②30代 ③40代 ④50代 ⑤60代 ⑥70代 ⑦80代 ⑧90代以上

2 横浜市からの情報周知等について教えてください。

(1) 横浜市から情報を皆様にお伝えをする際に、区連合町内会（以下、区連会）を通して、お伝えすることが多いですが、今後、区連会を通した横浜市からの情報周知等において、以下の種別の情報をどのような方法でお伝えすることが適切だと考えますか。

下の表の①～⑧の情報の種別について、それぞれA～C欄のいずれか1つに○をしてください。

情報の種別	A 資料+説明が 適切	B 資料提供の みが適切	C 区連会の議題に なじまない
①生命・財産に関するもの (防災関係、コロナ関連情報等)			
②日常生活に密接に関わるもの (年末のごみ収集日程等)			
③市政・区政、施策の周知を目的とするもの (市の計画案内、市民意見募集等)			
④自治会町内会活動に関連するもの (補助事業の案内、先進的な活動事例等)			
⑤報告案件(年間のごみ収集量の報告などの 事業・計画の事後報告等)			
⑥行事等の告知のための回覧・掲示等による 周知依頼(市全体が範囲のもの)			
⑦行事等の告知のための回覧・掲示等による 周知依頼(区が範囲のもの)			
⑧地域の火災(消防)、犯罪発生状況(警察)			

(3) ICT※を活用した情報周知をする上での行政からの支援策として有効と思われるものについて、あてはまるものすべてに○をつけてください。(複数回答可)

※ICTとは…「情報通信技術」。例えば、パソコンやスマートフォンなどで人と人や、人とインターネットをつなぐ技術のこと。

- ①パソコンやタブレット等の通信機器の購入やWi-Fi環境整備等の導入費用の補助
- ②ICT機器の導入や運用のためのアドバイザー派遣
- ③ICT機器の操作研修
- ④自治会運営アプリの導入支援
- ⑤様々な資料のデータ提供
- ⑥技術的な相談窓口の設置
- ⑦その他 ()

(4) 会長御自身のデジタル環境について、あてはまるものすべてに○をつけてください。(複数回答可)

- ①スマートフォンを所有している(携帯電話を除く)
- ②パソコン、タブレット端末等の通信機器を所有している
- ③御自宅にインターネット環境がある
- ④自治会館にインターネット環境がある
- ⑤SNSを利用している(LINE、ツイッター、フェイスブック、インスタグラム等)
- ⑥オンライン会議(ZOOM、Teams等)活用したことがある※自治会活動に限りません。
- ⑦デジタル関係について相談ができる人が身近にいる

4 横浜市からの情報周知に関して自由に御記入ください。

5 次に、委嘱委員の推薦事務に関して伺います。

令和2年度に実施しました「自治会町内会・地区連合町内会アンケート調査」で、「行政からの依頼事項」に対し、負担だと感じるものがあるとの回答が最も多かったのが、委嘱委員の推薦事務でした。このことについて、自治会町内会長の皆様のお声をお聞かせください。

(1) 委嘱委員の候補者探しについてあてはまるものに○をつけてください。

- ①難しい → 5 (2) へ
- ②やや難しい → 5 (2) へ
- ③普通 → 5 (4) へ
- ④難しくない → 5 (4) へ
- ⑤わからない → 5 (4) へ

(委嘱委員の例)

スポーツ推進委員、青少年指導員、環境事業推進委員、保健活動推進員、
明るい選挙推進委員、消費生活推進員(一部区に限る)(※)

※恐れ入りますが民生委員・児童委員については、設問6以降でお伺いしています。

(2) (1) で「①難しい」「②やや難しい」と回答した方に伺います。

選んだ理由としてあてはまるものすべてに○をつけてください。(複数回答可)

- ①行事がないことなどにより、地域の人材の情報がなく、候補者を探すことが難しかった
- ②委嘱委員の活動内容を、候補者にわかりやすく説明することが難しかった
- ③候補者選出までの期間が短かった
- ④地域での役割や活動の認知度が低く、理解を得にくかった
- ⑤活動に充てる時間的余裕のない人や活動時間が合わない人が多かった
- ⑥委嘱委員の責任が重く、負担が大きいと考えている人が多かった
- ⑦委嘱委員の業務量が多く、負担が大きいと考えている人が多かった
- ⑧引き受けてもよいという人はいたが、候補者の年齢要件により推薦できなかった
- ⑨その他 ()

(3) (1) で「①難しい」「②やや難しい」と回答した方に伺います。

候補者推薦における横浜市の関わり・支援のうち、期待する取組について、あてはまるものすべてに○をつけてください。(複数回答可)

- ①委嘱委員の業務内容説明資料の配付 ②自治会向け説明会
- ③広報（広報よこはま、市（区）ウェブサイト等）
- ④地域活動人材の紹介など個別に相談できる環境
- ⑤委嘱委員の会議回数の減など業務量の削減
- ⑥特になし
- ⑦その他 ()

(4) その他、候補者探しが最も困難とお感じになった委嘱委員や日頃から感じていることなどを御自由に御記入ください。

「このページからは、民生委員・児童委員の推薦事務改善に向けたアンケートになります」

令和4年一斉改選における民生委員・児童委員（以下、民生委員）候補者の推薦に御尽力いただきありがとうございました。御回答いただいた内容は、今後の推薦事務等改善の具体策を検討するための基本資料といたします。御協力を賜りますようお願いいたします。

6 令和4年一斉改選の民生委員候補者の推薦事務について教えてください。

(1) 推薦状況について、あてはまるものに○をつけてください。

- ①全員推薦できた→6(2)へ ②一部推薦できた→6(3)へ ③推薦できなかった→6(3)へ

(2) (1)で「①全員推薦できた」と回答した方に伺います。

スムーズに推薦を行うことができたポイントや工夫された点や事例がありましたら、教えてください。

(3) 「民生委員となる候補者の確保」について、「今回は特に難しかった」との御意見を多く伺いました。具体的にどのような御苦労が大きかったですか。特にあてはまるものを3つまで○をつけてください。(3つまで回答)

- ①行事がないことなどにより、地域の人材の情報がなく、候補者を探すことが難しかった
②民生委員の活動内容を、候補者にわかりやすく説明することが難しかった
③候補者選出までの期間が短かった
④地域で民生委員の役割や活動の認知度が低く、理解を得にくかった
⑤活動に充てる時間的余裕のない人や活動時間が合わない人が多かった
⑥民生委員の責任が重く、負担が大きいと考えている人が多かった
⑦民生委員の業務量が多く、負担が大きいと考えている人が多かった
⑧引き受けてもよいという人はいたが、民生委員の年齢要件(74歳以下)により推薦できなかった
⑨市から支給される活動費や民生委員としての会費負担について理解を得ることが難しかった
⑩特に苦労した点はなかった ⑪その他()

(4) 新任の候補者が含まれている場合、その候補者はどのようにお探しになりましたか。あてはまるものすべてに○をつけてください。(複数回答可)

- ①日頃の地域活動で顔見知りの方に、直接声掛けをした
②自治会役員から、候補者の紹介があった
③現民生委員・近隣の民生委員・地区民児協会長から、候補者の紹介があった
④地域ケアプラザや区社会福祉協議会に相談した
⑤新任の候補者はいない ⑥その他()

(5) 横浜市の関わり・支援のうち、候補者推薦に役立ったと感じた内容について、あてはまるものすべてに○をつけてください。(複数回答可)

- ①区役所からの説明資料等の配布物
- ②自治会向け説明会
- ③広報（広報よこはま、市（区）ウェブサイト等）
- ④区役所職員による個別相談および支援
- ⑤特になかった
- ⑥その他（ ）

7 今後の推薦に向けたお考えについて教えてください。

(1) 候補者の確保に有効と考える取組について、特にあてはまるものを3つまで○をつけてください。(3つまで回答)

- ①横浜市が依頼している民生委員の業務を減らす
- ②社会福祉協議会が依頼している民生委員の業務を減らす
- ③自治会が依頼している民生委員の業務を減らす
- ④民生委員の活動をサポートする仕組みを地域の中で強化する
- ⑤民生委員としての会費負担を減らす
- ⑥民生委員の活動に対する支援（費用面、物品等の支援、研修等）を強化する
- ⑦民生委員の制度や活動について地域への広報を強化する
- ⑧60歳代以下の世代が参加しやすい活動環境（活動時間の見直し・オンライン参加等）を整備する
- ⑨候補者の年齢要件（74歳以下）を緩和する
- ⑩区社会福祉協議会、地域ケアプラザからの情報提供等候補者探しのサポートを強化する
- ⑪自治会以外の組織（マンション管理組合等）からの推薦を選択できるようにする
- ⑫その他（ ）

(2) 横浜市では、将来にわたり積極的な活動を行えるよう、候補者の年齢要件を「74歳以下」としていますが、適当と考える年齢要件について、あてはまるもの1つに○をつけてください。

- ①現状のままでよい
- ②年齢要件を緩和した方がよい
- ③「原則」74歳以下とし、例外を設けた方がよい
- ④年齢要件を撤廃した方がよい
- ⑤その他（ ）

(3) 推薦手続に関し、改善してほしいと考える内容について、あてはまるものすべてに○をつけてください。(複数回答可)

- ①推薦準備会の開催方法について対面以外（書面決議、リモート会議など）も認めてほしい
- ②推薦準備会の推薦人数（5～10人）を削減してほしい
- ③提出書類（履歴書・推薦準備会会議録等）を簡略化してほしい
- ④再任者の場合の手続を簡素化してほしい
- ⑤自治会以外の組織（マンション管理組合等）からの推薦も認めてほしい
- ⑥特に見直しは必要ない
- ⑦その他（ ）

コロナ禍における地域活動推進費の活用事例について（情報提供）

今年度も新型コロナウイルス感染症の影響などにより、以前のように活動ができていない自治会町内会が多いと思います。

そこで、令和2年度に御提示しました活用事例をもとに、改めてコロナ禍における地域活動推進費の活用事例をまとめましたので、情報提供いたします。当初計画していなかった内容でも、公益的活動を行う上で必要であれば、予算の範囲内で地域活動推進費をご活用いただけます。

（１） コロナ禍で中止・休止・縮小した活動

- | | | |
|------------|----------------|--------------|
| ・ 定例会などの会合 | ・ 清掃活動 | ・ 防犯活動 |
| ・ 盆踊り、お祭り | ・ 研修会 | ・ グラウンドゴルフ大会 |
| ・ 運動会 | ・ 地域イベント（遠足など） | ・ 高齢者の居場所づくり |
| ・ 防災訓練 | ・ 敬老会 | ・ 配食サービス |

（２） 上記の代わりに地域活動推進費を活用したもの

感染対策

- ・ アクリルパネル
- ・ CO₂ 濃度測定器、加湿器
- ・ 消毒液
- ・ 体温計
- ・ 網戸サッシ新設（換気用）

防災関係（町の防災組織活動費補助の対象は除く）

- ・ 防災用品の購入（タブレット、ポータブル蓄電池、簡易トイレ、備蓄品、発電機、防災無線機、各家庭配付用ヘルメット）
- ・ 地区の防災マニュアルの作成（全戸配布用）

ICT 関連

- ・ 町内会用パソコンの購入
- ・ パソコン教室の実施
- ・ Web 会議用カメラ、Wi-Fi ルーター、モニター等の購入

会館関係

- ・ 会館耐震診断の実施
- ・ 会館の小破修繕（会館整備費補助の対象工事は除く）

備品関係

- ・ ごみ集積場所のリニューアル（ごみネット購入、清掃用具の一新）
- ・ テントの買い替え
- ・ 会館備品購入（机、椅子等）
- ・ 防犯カメラ購入（地域防犯カメラ設置補助の対象は除く）
- ・ 掲示板修繕
- ・ PC 用会計ソフト
- ・ 行事用備品
- ・ 屋内外で使用可能な音響備品
- ・ 防犯用腕章、帽子、ベスト購入
- ・ 空気清浄機
- ・ 除菌機能付き冷房

行事関係

- ・ ウォーキングイベント
- ・ 花火大会

※地域活動推進費の活用は、自治会町内会のみなさまでご相談いただき、適切に執行していただくようお願いいたします。

担当 青葉区地域振興課
久保、平野

TEL 045-978-2291

令和4年11月21日

地区連合自治会・町内会長
自治会・町内会長

青葉区地域振興課長

自治会・町内会経理担当者向け研修会の開催について（ご案内）

深冷の候 ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

日ごろから住民組織の代表として地域社会において多方面にわたりご尽力をいただきとともに、市政・区政の推進にご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、自治会・町内会の経理担当者向け研修会を、下記の日程で開催いたします。

事前申込みは不要ですので、ぜひご参加ください。

開催にあたりましては、新型コロナウイルス感染拡大防止のため座席の間を広く確保するなど感染拡大防止に努めて行います。

- 1 日 時 (第1回) 令和5年2月3日(金) 19:00~20:30
 (第2回) 令和5年2月5日(日) 10:00~11:30
 (第3回) 令和5年5月中旬~6月下旬(予定)

※第3回につきましては、日程等決まり次第ご連絡いたします。

- 2 会 場 青葉区役所 4階 会議室
 (青葉区市ケ尾町31-4)

- 3 内 容 ・地域活動推進費補助金について
 ・地域防犯灯維持管理費補助金について
 ・「町の防災組織」活動費補助金について

※どの回も同じ内容です。

青葉区役所 地域振興課 地域活動係
TEL 045-978-2291
(担当) 久保・平野